

平成23年7月29日開会

第2回柳津町議会臨時会

会 議 録

柳 津 町 議 会

平成23年 第2回柳津町議会臨時会会議録

平成23年7月29日第2回柳津町議会臨時会は柳津町議会議場に招集された。

1. 応招議員は次のとおりである。

1番 齋藤正志	2番 横田善郎	3番 菊地正
5番 羽賀弘	6番 鈴木吉信	7番 小林功
8番 荒明正一	9番 伊藤毅	10番 磯部静雄
11番 田崎為浩		

2. 不応招議員は次のとおりである。

なし

3. 会議事件は次のとおりである。

会議録署名議員の指名について

会期の決定について

町長の説明について

議案第63号 専決処分の承認を求めることについて

議案第64号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

議案第65号 柳津町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を
改正する条例について

議案第66号 除雪機械の購入について

議案第67号 平成23年度柳津町一般会計補正予算

平成23年 第2回柳津町議会臨時会会議録

第1日 平成23年7月29日（金曜日）

1. 出席議員は次のとおりである。

1番 齋藤正志	2番 横田善郎	3番 菊地正
5番 羽賀弘	6番 鈴木吉信	7番 小林功
8番 荒明正一	9番 伊藤毅	10番 磯部静雄
11番 田崎為浩		

2. 欠席議員は次のとおりである。

なし

3. 地方自治法第121条の規定により出席を求められ、出席したものは次のとおりである。

町長 井関庄一	地域振興課長 佐藤静穂
副町長 田崎幸一	保育所長 岩佐節子
総務課長 新井田健一	教育長 新井田明義
出納室長 齋藤勇雄	教育課長 伊藤光正
町民課長 矢部良一	公民館長 長谷川富雄

4. 会議に職務のため出席した者の職氏名。

議会事務局長 新井田 敏	主任主査 田崎好章
--------------	-----------

5. 会議事件は、次のとおりである。

日程第 1	会議録署名議員の指名について
日程第 2	会期の決定について
日程第 3	町長の説明について
日程第 4	専決処分の承認を求めることについて
日程第 5	町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 6	柳津町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 7	除雪機械の購入について
日程第 8	平成23年度柳津町一般会計補正予算

◎開会及び会議の宣言

○議長

おはようございます。

只今から平成23年第2回柳津町議会臨時会を開会します。

○議長

これより本日の会議を開きます。(午前10時40分)

本日の議事日程は、お手元にお配りの通りであります。

これより議事に入ります。

◎会議録署名議員の指名について

○議長

日程第1、会議録署名議員の指名について。

本臨時会の会議録署名議員は会議規則第120条の規定により指名をいたします。

5番 羽賀弘君、6番 鈴木吉信君、7番 小林功 君、以上3名を指名いたします。

◎会期の決定について

○議長

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期については、議会運営委員会において本日1日間と協議願ったところ
ありますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

ご異議なきものと認めます。

よって、本臨時会の会期を本日1日間とすることに決定いたしました。

◎町長の説明について

○議長

日程第3、町長の説明について、町長の挨拶と提出議案の説明を求めます。

町長。

○町長(登壇)

皆さん、おはようございます。

本日、平成23年第2回柳津町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様には
何かとご多忙の折にもかかわらず、ご出席をいただき誠にありがとうございます。

本議会に提案いたします案件は、専決処分の承認を求める案件1件、条例の一部改正に
関する案件2件、契約に関する案件1件、平成23年度補正予算に関する案件1件、以上
の5件であります。議員の皆様には慎重審議の上、議決賜りますようによりしくお願いを
いたします。



○議長

日程第4、議案第63号「専決処分の承認を求めることについて」を議題といたします。

○議長

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第63号「専決処分の承認を求めることについて」提案理由の説明をいたします。

本案は、現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して、税政の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行例の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成23年6月30日に交付されたことに伴い、柳津町税条例等の一部改正する必要があるため専決処分したものであり、尚、詳細については、総務課長より説明させますので、よろしくご審議お願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（登壇）

議案第63号「専決処分の承認を求めることについて」補足してご説明を申し上げます。

柳津町税条例の一部を改正する条例であります。初めに第26条第1項中とありますが、これは町税の管理人の申告で、未申告の場合の料金を、「3万円」を「10万円」に改めるものであります。

次に、第34条の7を次のように改めるということで、これは寄付金税額控除であります。これは前年中、法第314条の7第1項というのは、地方税法の寄付控除の条例でありまして、これに掲げる寄付金につきましては、その下にいきますが、そのものの、第34条とありますが、これは税条例の所得割率、100分の6となっておりますが、適応した場合の所得の控除から控除することでありまして、これにつきましては、地方税法の改正により、全面改正されましたので、以下このように改正するものであります。

次に、2項の前項の特例控除額は法第314条7第2項に定めるところにより計算したものとありますが、これは地方税法の寄付金控除の計算の方法であります。次に、第36条の2第1項中とありますが、これは町税の申告を町長に提出しなければならない、申告書であります。その条文の地方税法の改正がありまして、第34条の7を第34条の7第1項に掲げるに改めるものであります。次に、第36条の3第2項中とありますが、これは地方税法の施行規則第2条の3第1項の各号とありますが、これを改めまして、第1項の規定に改めるものであります。

次の頁であります。第36条の4第1項中、これは町民税の不申告であります。これは「納税義務者のうち」を「納税義務者」に改め、料金を「3万円」を「10万円」に改めるものであります。

次に、第53条の10第1項、これは退職所得の不申告であります。これは「3万円」から「10万円」に改めるものであります。

次に第61条第9項及び第10項中とありますが、これは固定資産税の課税標準の規定の条文であります。これは条文の改正であります。

次に、第65条第1項、これは固定資産税の管理人の不申告であります、これも「10万円以下の料金を科する」ということでもあります。

次に、第100条の次に次の1条を加えるということで、これは、たばこ税に係る不申告に関する料料であります。これも「10万円以下の料金を科する」ということでもあります。

次に、第105条の次に次の1条を加えるということで、これは鉱産税に係る不申告に関する料料ということで、これも「10万円以下の料金を科する」ということでもあります。

次に、第107条第1項及び第133条第1項中とありますが、これは鉱産税の納税管理人及び特別土地保有税の管理人に、これも「10万円以下の料金を科する」ということでもあります。

次に、第139条の2を第139条の3とし、第139条の次に次の1条を加える。これは、特別土地保有税に係る不申告に関する料料であります。

次に、附則第7条の4を次のように改めることです。これは、寄付金税額控除における特例控除額の特例であります。

次に、附則第8条第1項中、これは申告手続きに係る事業所得の特例を「平成24年度」から「平成27年度」まで延期することです。

次の頁、附則第10条の2第4項中、これは新築住宅に対する固定資産税の減額の改正であります。

次に、附則第16条の3第3項第2号中、これは上場株式等に係る配当所得に係る住民税の課税の特例です。

以下は全部、課税の特例でありまして、附則第16条の4第3項第2号中、これは土地譲渡に係る事業所税に係る町民税の特例です。

次に、附則第17条第3項第2号中、これは長期譲渡所得に係る個人住民税の課税の特例であります。

次に、附則第18条第5項第2号中、これは短期譲渡所得に係る個人住民税の課税の特例であります。

次に、附則第19条第2項第2号中、これは株式等に係る譲渡所得等に係る個人住民税の課税の特例であります。

次に、附則第20条の2第2項第2号中、これは先物取引にかかる雑所得に係る個人住民税の課税の特例であります。

次に、附則第20条の4第2項第2号中、これは利子及び配当に係る個人住民税の課税の特例であります。

次の頁にいきまして、別表を次のように改めるとありますが、先程の寄付金控除の法人であります、寄付金との区分ということで、今回の表の中で「第34条の7第1項第1号アに掲げる寄付金」ということで、改正前は3号であったが、第1号アに改めるということです。右側については、同じであります。

次に、第2条柳津町税条例の一部を改正する条例の一部を改正するということで、附則第2条第4項中「新条例第34条の7」を「柳津町税条例の一部を改正する条例」による

改正後の条例第34条の7」に改め、同条第8項とあるのは、上場配当に対する町民税の課税の特例期限を、第15項及び第20項中「平成23年12月31日」を「平成25年12月31日」に改める、ということであります。

次に、第3条柳津町税条例の一部を改正する条例の一部を次のように改正する、ということで、附則第1条第4号これは、上場株式の譲渡に係る計算の特例期間を「平成25年1月1日」を「平成27年1月1日」に改めるということです。

次に、附則第2条第6項中、これは上場株式の譲渡の軽減率を「平成25年度」から「平成27年度」に2年間、延長するということです。

次に附則であります、施行期日で、この条例は公布の日から施行するということであり、但し、次の各号に掲げる規定は、各号に定める日からということで、以下、経過措置を謳ってまして、以下、町民税、固定資産税、次の頁にいきまして、柳津町税条例の一部を改正する条例の一部改正に伴う経過措置ということで、第5条は罰則に関する経過措置でありまして、これは従前の場合におかれた場合には、適応はさせないということで、従前の例によるということです。以上であります。

○議長

これより質疑を許します。

○議長

これで質疑を終わります。お諮りいたします。

議案第63号「専決処分承認を求めることについて」を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

○議長

次に日程第5、議案第64号「町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」についてを議題といたします。

○議長

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長

議案第64号「町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について」提案理由の説明をいたします。本案は、近年の社会・経済情勢と財政状況を踏まえて、町長・副町長の給与を削減するため、所要の改正を行うものであります。尚、詳細については、総務課長より説明させますので、よろしくご審議お願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（登壇）

議案第64号「町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について」補足してご説明を申し上げます。

「町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」で、附則に次の1項を加える。

町長の給与月額、平成23年8月1日から平成24年3月31日までの間、第3条第1項の規定にかかわらず、別表第1町長に掲げる給料月額から当該給料月額に100分の10を乗じて得た額（その額に百円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じて得た額とし、副町長の給料月額は、平成23年8月1日から平成24年2月29日までの間、第3条第1項の規定にかかわらず、別表第1副町長に掲げる給料月額から当該給料月額に100分の5を乗じて得た額（その額に百円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じて得た額とする。ただし、期末手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同条に規定する額とする。この条例は、公布の日から施行する。以上であります。

○議長

これより質疑を許します。

○議長

8番、荒明正一君。

○8番

私は、これについては、何回やったか忘れるほど、質問しています。正直な話、議長に又、注意されかもしれませんが、我々議員を何と思っているのかというふうな感じであります。まず、伺っておきたいことは、町長は3期目に入っている訳ですが、1期目が30%、2期目が20%、3期目が10%という流れで給与体系をとる結果になる訳ですが、その根拠を伺います。

○議長

答弁を求めます。町長

○町長

私の考え方であります。

○議長

8番、荒明正一君。

○8番

先程の提案理由の中で、財政状況が大変だからこうするんだと、いう話なんですけど、言葉だけを考えると、私もそう思います。しかし、実際に財政状況というのは、20%を10%にしたということは、町民からすると10%多く払うことになる。そうなった場合に、柳津町の財政状況というものを、町長は、良くなっていると見ているのか、それと同時に、町民の生活が良くなっていると見ているのか、20%を10%にするということは、つじつまが合わないのでは、ご説明願いたい。

○議長

答弁を求めます。町長

○町長

財政状況は、議員の皆さんのご理解を戴いて、柳津町は良好な方向になっています。これは油断はできないが、そして又、私、首長としても先頭に立って、フットワークを良くして町民のために、動くことが、活動することが、最大の目的でありますので、それらを踏まえてこのような数字を出したのでご理解いただきたい。

○議長

8番、荒明正一君。

○8番

そうしますと、本来ですと、1期よりは2期の方が、慣れて仕事が多く出来た。同じ労力で、2期よりは3期の方が多く仕事ができるはずです。給料そのものに、働くことは何ら関係がないはずと解釈するわけですが、どうなのか？それからもう一つは、期間の設定です。何回も何回も、私も嫌になるほど、質問しています。何故、3月31日までで切るのか。うわさで聞いたところ、当初は4年間でやろうと思ったが、今の提案になったということらしいのですが、根底には、変な政治的な判断があったのではと考える。4年先ぐらの財政状況を判断できないのでは、無競争で上がったことが泣くのではないか。そういう意味からしても、2期目は真ん中位の20%が妥当だと思う。期間にしても4年間、私も常任委員長を4年間やるべきだと、努力をしてきたつもりです。それが政治のあるべき姿だと思ってやってきました。町長の姿勢を問う問題です。姿勢というものは、教育お上でも大事なはずです。昨日より今日、今日より明日、よくなるように一生懸命やろうとする姿勢が大事である。町長自身がこういう4年先もわからない出し方は、はなはだ遺憾であると考えますが如何か？

○議長

荒明議員、うわさとか憶測での質問は、極力避けるべきなので、ご注意願います。

答弁を求めます。町長

○町長

3期目の公約であります。町民の前で、私の方から説明をしました。こういう状況なので、町民の皆さんと汗をかきながら、頑張っていきたいと。そのためには私も10%給与カットし、皆さんと一緒に頑張っていきます。ということを誓って、今回の選挙に臨んだ訳である。正々堂々この体制でやっていきたい。このように思っている。

○議長

8番、荒明正一君。

○8番

あと、もう一点は、先ほどの全員協議会で、町長と議員が同じような感じの発言があったと記憶している。町長と我々が違うのは、当たり前なのですが、我々はどこに行くのも、自分の手間と車とガソリンで、歩いている。町長の場合は、当然なのですが、ガソリンも車も運転手も皆、早く言えば町民が負担した中でやっているわけです。先の全員協議会で、町長と我々が同じだと解釈されたら、堪ったもんでない。もう一つ、問題なのは、他町村はこうだから、こうだ。と、それに逆らわないで、従っているんだ。というような話があ

った。それも今の政治状況に真っ向から、対決する姿勢であるといわざるを得ない。なぜかと言うと、今の政治状況は、「自分のところは自分でやれよ。」体力・能力に応じた政治をやれよという、全国的な流れであると思います。隣が上げないから、上げないでは、そういう論理は通用しないと思いますが、如何ですか？

○議長

答弁を求めます。町長

○町長

前段の発言であります、一斉関係しておりません。そして又、自分ばかりかっこつける訳にはいかない。それぞれの町に相応しい給料等がそなわっている。その中で、10% 20%カットするのは、町長の考え方であろうと思います。

○議長

8番、荒明正一君。

○8番

もう一点。姿勢の問題です。昨日の災害調査で、ズック履いていた職員がいた。昨日のような状況で、ズック履いてやるとは、どういう訳なんだ。それは、町長がきちっとした信念をもった対応をしていないから、そういう状況が起きるのではないか。姿勢そのものが問われているのではないのか？納得のいく対応をしてもらわないと困る、ということがあります。私は、これからの行財政等々を見た場合においても、理解したとは言えないと考える。

○議長

答弁を求めます。町長

○町長

私の姿勢は、極めて謙虚であると思っている。町民の皆様の信頼度を高めていくためには、それを行動で示すしかないと思っている。今回の無競争で戴いたが、それに重みを感じながら、精一杯努力をして行きたいと思っていますので、ご理解を戴きたい。

○議長

他に質問はありませんか。

○議長

これで質疑を終わります。お諮りいたします。

議案第64号「町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

○議長

異議がありますので、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。8番、荒明正一君。

○8番

何回も申し上げていますが、財政状況の認識と、1期目・2期目・3期目と肩下がりになるという体系を組むということは、町民の現状の生活状況の認識からして合わないと思います。そして、4年間の任期をもらっていないながら、毎年毎年、やらなければならないと

いう、私、議員としては耐えられないことです。一度、否決して新たに出し直してもらいたい。私は、今回、反対します。

○議長

次に、原案に賛成者の発言を許します。

ないようですが、次に原案に反対の討論はありませんか？

それでは、これで討論を終わります。

これより採決に入ります。採決は起立によって行います。

本案について、原案のとおり決定するのに賛成の方は、起立願います。

「起立・7、不起立・2」

起立多数によって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

○議長

次に日程第6、議案第65号「柳津町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例」についてを議題といたします。

○議長

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第65号「柳津町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について」提案理由の説明をいたします。本案は、近年の社会・経済情勢と財政状況を踏まえて、教育長の給与を削減するため、所要の改正を行うものであります。尚、詳細については、総務課長より説明させますので、よろしくご審議お願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（登壇）

議案第65号「柳津町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について」補足してご説明を申し上げます。

柳津町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を次のように改正する。附則に次の1項を加える。「教育長の給料月額は、平成23年8月1日から平成24年3月31日までの間、第2条の規定にかかわらず、給料月額から当該給料月額に100分の5を乗じて得た額（その額に百円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じて得た額とする。ただし、期末手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同条に規定する額とする。この条例は、公布の日から施行する。」以上です。

○議長

これより質疑を許します。

○議長

8番、荒明正一君。

○8番（登壇）

先ほどの町長の問題とは、根本的に違う性質の問題である。町長が下げたから、教育長も下げるといふ性質の問題ではないと思う。教育長として納得されたのか、伺います。

○議長

答弁を求めます。教育長。

○教育長（登壇）

給与の問題について、私自身から、良い・悪いとはいいませんので、町長の任命のもとに教育長をしておりますので、町長の方針に従って、それを受け入れるということであり、私自身がどう考えているとかの問題ではないと思います。

○議長

他に質問はありませんか。

○議長

これで質疑を終わります。お諮りいたします。

議案第65号「柳津町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関するの一部を改正する条例について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

○議長

日程第7、議案第66号「除雪機械の購入」についてを議題といたします。

○議長

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第66号「除雪機械の購入」について提案理由の説明をいたします。本案は、除雪機械の購入に伴い、購入契約を締結したいので、地方自治法並びに、議会の議決にすべき契約及び財産の取得、又は処分に関する条例の規定により、議会の議決を求められます。尚、詳細につきましては、地域振興課長より説明させますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

地域振興課長。

○地域振興課長（登壇）

議案第66号「除雪機械の購入」について、補足して説明いたします。

購入の対象として、除雪ドーザー13t級であります。

契約金額29、295、000円、

契約の相手方、「喜多方市豊川町高堂太字橋向2683番地 キャタピラー東北株式会社

会津営業所 所長 佐藤 幸平」でございます。

契約の方法は「指名競争入札」であります。

以上でございます。

○議長

これより質疑を許します。

○議長

これで質疑を終わります。お諮りいたします。

議案第66号「除雪機械の購入について」を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

○議長

次に日程第8、議案第67号「平成23年度柳津町一般会計補正予算」についてを議題といたします。

○議長

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長

議案第67号「平成23年度柳津町一般会計補正予算について」提案理由の説明をいたします。本案は、歳入・歳出、それぞれ63千円円を追加し、歳入・歳出、それぞれ3,625,248千円する補正予算であります。尚、詳細については、総務課長より説明させていただきますので、よろしくご審議お願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（登壇）

議案第67号「平成23年度柳津町一般会計補正予算」について補足して説明をいたします。その前に、24頁をお開きください。24頁の「給与費明細書」の中で、特別職の職員数欄で、補正後・補正前の議員数「9」となっていますが、「10」ですので、ご訂正をお願いいたします。それと、合計が「871」から「872」になりますので、ご訂正願います。

15頁に戻りまして、歳入歳出予算の補正であります。「規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ63千円を追加し、歳入歳出予算の総額それぞれ3,625,248千円とする。」、20頁をお開き下さい。歳入ですが、「県支出金・県補助金・教育費県補助金」で、補正額「63千円」であります。これは、「教育施設放射線量低減化機器整備補助金」であります。

次の頁に移りまして、歳出で「総務費・総務管理費・一般管理費、1,367千円の減」ですが、これは、町長・副町長等の報酬等の給料・職員手当・共済費の減であります。「支所出張所費で170千円の補正」ですが、これは備品購入費ということで、エアコンであります。支所の備え付けてあったエアコンが壊れましたので、新たに購入するものであります。

次に、「衛生費・保健衛生費・環境衛生費、870千円の補正」ということで、機械器具購入で、放射線測定器については県の方で対応していますが、柳津町においても、住民関心が高いので、町として3台購入して、町民に貸し出ししたいということで、購入するものです。

次に「教育費・教育総務費・事務局費、222千円の減」ですが、これは教育長の報酬減によるものです。

次に小学校費・柳津小学校管理費、以下学校の補正ですが、これは、放射線低減を図るために洗浄機を購入するものです。柳津小学校管理費で50千円とは、備品とは高压洗浄機で、後、それにかかる経費等です。西山小学校についても同額・50千円補正します。次に中学校費で、柳津中学校でも同様に50千円を補正します。西山中学校においては、この他に「玄関マット」を購入したいということで、91千円の補正です。

次に、「災害復旧費・町単独災害復旧費・林業施設災害復旧費、3,500千円」ということで、これは測量設計、林道の部分で、今年の3月11日の震災によるものでないか、と予想されるので、林道の中腹に災害が発生しており、その調査の設計委託料として補正するものです。それで、「予備費、3,131千円の減」です。以上です。

○議長

これより質疑を許します。

○議長

2番、横田善郎君。

○2番

この災害復旧なのですが、この雨で相当の被害がでていると思います。どのような対応を考えているのかお伺いいたします。

○議長

地域振興課長

○地域振興課長（登壇）

現在、調査に入っているが、まだまだ調査も終わっていない。先程の全員協議会でも総務課長より話がありましたが、急を要するものは、議員の皆様の承諾を得て、臨時議会等を開いて対応したいと考えている。

○議長

他にございませんか。

8番、荒明正一君。

○8番

今の横田議員と同じような質問になりますが、私もこれまで経験したことでありますが、

先程の全員協議会で、地域振興課長が話されたことですが、問題によっては、写真でも対応できるのではと思いますので、実情に応じた対応をお願いしたいと思います。

○議長

答弁を求めます。

地域振興課長

○地域振興課長

地域振興課・建設班を中心として、全力で今後、復旧に取り組んでまいりたいと思います。

○議長

これで質疑を終わります。お諮りいたします。

議案第67号「平成23年度柳津町一般会計補正予算」についてを原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇

◇

◇

◎閉会の議決

○議長

お諮りいたします。

以上をもって、本臨時会の議事日程は全て終了いたしました。

これをもって閉会といたしたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、平成23年第2回柳津町議会臨時会を閉会といたします。

ご苦労様ございました。(午前11時28分)

◇

◇

◇

会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する

柳津町議会 議長 田 崎 為 浩

同 議員 羽 賀 弘

同 議員 鈴 木 吉 信

同 議員 小 林 功